

女性に対する暴力の根絶に向けた政府の取組について

- 1 女性に対する暴力の問題と我が国の男女共同参画の現状と取組について
- 2 配偶者からの暴力の被害経験について
- 3 配偶者暴力防止法について
 - 平成13年4月成立。平成16年、平成19年改正。
 - 配偶者暴力相談支援センターの設置（平成20年4月現在、全国180箇所）
 - 保護命令制度の創設と拡充
- 4 配偶者からの暴力の根絶に向けての取組について
 - 相談件数等
 - ・ 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数
 - ・ 警察における暴力相談等の認知件数
 - ・ 配偶者暴力防止法に基づく保護命令の処理状況
 - ・ 婦人相談所における一時保護された女性の人数
 - ・ 配偶者間における暴力の検挙件数
 - 女性に対する暴力をなくす運動の展開
 - 配偶者等からの暴力対策の充実強化